

臨時休校期間中における就学援助対象世帯への給食費相当額の支給について

1 目的

臨時休校期間が長期化したことから、就学援助の対象となる準要保護世帯に令和2年度の臨時休校期間中の給食費相当額を支給することにより、保護者の負担軽減を図る。

2 休校期間中の一人あたり給食費相当額の支給額

	一食あたり 給食費	給食提供開始前までの 4～6月の当初予定食数	支給額
小学校1年生	260円	41	10,660円
小学校2年生	260円	45	11,700円
小学校3～4年生	270円	45	12,150円
小学校5～6年生	280円	45	12,600円
中学校1～3年生	340円	44	14,960円

※市立小中学校再開後の給食提供開始日は6月15日（小学校1年生のみ6月22日）。

3 支給時期

8月下旬

※1学期分の他の就学援助費（学用品費など）と合算して支給する。